

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

B

第1. Aの証言の証拠能力が認められるための要件は、①自然的
関連性、②法的関連性、③ ~~法的~~ 関連性 ~~に~~ ないことである。

本問で、①と③は問題なく認められるから、以下、②法的
5 関連性について検討する。

第2. Aの供述は、「公判期日外における他の者の供述を内容
とする供述」にあたるから、~~刑事訴訟法第320条第1項~~ (以下、法と称す)
320条1項により、その証拠能力を否定する伝聞供述に
あたらないかが問題となる。

1. ここで、法が伝聞供述の証拠能力を原則として認めな
いこととした理由は、供述は、知覚・記憶・表現という
10 過程を経てなされること、各過程には、誤りが生じやすく、
反証尋問等によるチェックが必要となるが、伝聞供述の場合
には、これを防ぐことが難しくなること、この
15 おそけを防ぐためであると考えられる。

よって、伝聞供述とは、その内容の真実性が、要は事実との
関係で問題となるような供述に限定されるものとする。

2. 本問で想定される要証事実としては、① XY間の共
謀のうち、XY間で、Vの殺害についての意思連絡がな
20 ったこと、② YがXY間の共謀に基づいて実行行為を行った
ことの2つが考えられる。

(1) 要証事実を①とする、Aの証言のみで、当該事実を
認定することができるから、この場合には、Aの証言は、~~法的~~
25 伝聞となる。

(2) しかし、要証事実を②とする、Aの証言内容の真実性
が問題となるから、この場合には、Aの証言は、伝聞とな
る。

無くて
OK

ニから
27-12
OK

法的に
認められ
ない

規範の
ワードを
用いると
いい

Xの証言は
実行行為の
点に
関係する

1 ページ

裏面へ

第3. しかし、伝聞供述にあたる場合であっても、~~また~~注324条により準用される要件を満たせば、例外的に証拠能力が認められる。から、それでも要件を満たすかはけする。

1. Aの供述のうち、Xの発言部分については、Xは、被告人であるから、注322条の要件を満たせばよい(注324条1項)。

(1) 注322条のいう「特信情状」は、絶対的特信情状ではなく、その内容が正確でなく、外部的事実から判断される。

(2) Xの発言は、自覚でなされたものであり、その当時周囲には、XとYの他にAしかいなかったのであるから、「特信情状」が認められる。

(3) よって注322条の要件を満たす。

2. Aの供述のうち、Yの発言部分については、Yは被告人ではないから、注321条1項3号の要件を満たせばよい(注324条2項)。

(1) 本問において、Yが死亡、身神障害、所在不明等の事情はなく形式的供述にあたるが、~~Yは証言を拒絶している等により、~~
~~実質的に供述~~
なく、形式的には供述不能にあたりない。また、Yが証言を拒絶している等の事情もないから、実質的に拒絶不能とはいえない。

(2) よって、Yの発言部分については、同条の要件を満たさない。

第4. 以上より、要証事実を①とする場合には、証拠能力が認められるが、要証事実を②とする場合には、証拠能力が認められない。

- 以上
- ・ 伝聞規則の基本的理解は示せておくべき。
 - ・ 三段論法とフローチャートも示す必要がある。
 - ・ 供述内容の信用性の対象を体系的に整理しておく。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

C

1	体験供述は、知覚・記憶・表現・叙述の過程を経て公判廷に顕出するため、それぞれの過程に誤りが入るおそれがある。それゆえ、反対尋問によって、供述者の供述過程をチェックできない供述証拠を証拠から排除しようとするのが伝聞法則(刑訴法320条1項)の趣旨である。よって、伝聞証拠とは、公判廷外の供述を内容とする証拠であって、内容の真実性の証明に用いるものをいう。また、伝聞証拠に当たるかは要証事実との関係で決まる。
5	
10	本問で想定される要証事実、事件前日の午後10時半頃にXとYがそうした会話をしたこと。だが、Yが金槌で殴る時に、XがVの気を引きつけておくという役割をする意思を持っていた事実である。
15	2 要証事実が前者の場合には、XとYの発言内容の真実性が問題とならない。よって、Aの証言は伝聞証拠に当たらない。Aの証言の証拠能力は認められる。
20	3 要証事実が後者の場合、特にXの発言について内容の真実性が問題となる。なぜなら、Vを殴ったのはYであり、Xは共謀しかしていないという公訴事実だからである。
25	Aの証言は伝聞証拠に当たる。Xの「俺がVの気を引きつけておくから後ろから金槌でやってくれ。」という発言は「不利益な事実の承認を内容とするもの」に当たるから、324条1項が準用する322条1項により、 ^{Aの証言は} 証拠能力が認められる。 ^{Aの証言は、} 以上より、いずれの要証事実の場合でも証拠能力が認められる。

問題の所載の
少しのミスと
要証事実読み
やめよう。

伝聞の法的
理解 OK

出題の趣旨は
なっている
と思う。

言、理由を
示す必要がある。

規範に
合うように書く
例が示されて
いる。

三段論法で
書くのがいい
やり方。

1 ページ

裏面へ

・伝聞の法的知識及び要証事実の思考は示せていたと思う。
・三段論法を意識して構成したバリエーションが素晴らしいと思う。(大)

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

C

- ~~1. Aの証言に証拠能力~~
1. Aの証言には、第1回公判期日外におけるXY間の会話が含まれているため、証拠能力が認められるためにはこれらに伝聞証拠にあてはまらないことを要する(刑事訴訟法(以下略)第90条)。
5. さらに、同条が伝聞証拠に証拠能力を認めない趣旨は、(1)公判期日外の供述に和算・訂正・叙述の各過程を経させておけるため、誤りや誇張の恐れがあり信用性が欠けておられる。もとより、(2)この供述の証拠能力を否定することは真実発見を害するから、要証事実との関係で内容の真実性に問題となる証拠に伝聞証拠にあてはまり、証拠能力が否定される。
10. 2. ①は、事件殺人事件について、XY間で共謀があったことを主要事実とする場合に想定される要証事実に相当。共謀とは、意思連絡と正犯意思によって成立するから、①XY間で殺人事件について意思連絡があったこと、及び②Xが正犯意思を有していたこと、と認定する。
3. ①について。
15. ~~1. Aの証言によると~~ XはYに対して「V殺害を依頼する」「おれは頼むぞ」と告げ、それに対してYが「任せてくれ」と答えた。これは、事件殺人事件の遂行行為についてXがYに対して実行を依頼し、Yがこれを承諾する内容であり、殺人事件における意思連絡と意図する。ゆえに、事件要証事実①との関係で内容の真実性が問題となるから、伝聞証拠にあてはまる。
20. 4. ②について、
- (1) Aの証言によると、~~YはXに「殺害計画の立ち上げを依頼する」と告げ、XはYに対して「俺がVの首を引きつけておくから後から金庫で頭をやってやる。」と告げている。~~これは、事件殺人事件における、犯行計画内容の説明であり、Xが立てた計画をYに意図的に確認する内容である。ここから事件殺人事件計画立案者はXであると推認される。
25. 犯行計画立案者であるということは、正犯意思も認められる。ゆえ

伝聞例外に
適用し、証拠
能力を認め
る。

基本的理解を
示せば可。

問題上の
事実を示せば、
可なり。

もう一言
理由を示せば
可なり。

/ ページ

裏面へ

1=1 XがYに告げた「犯行計画の内容は、(供述証拠2の非供述的用法として)要証事実の存在を推認させるもの、内容の真実性は問題とならず、非伝聞証拠である。

(2) 次に、YがXに「報道州の方のように」と答えている。これは、本

件~~殺人事件~~犯行実行にあたり、あらかじめXY間を報道州のよう
束が存在したことを推認させる。Yが報道州を受け取るということに
犯行に対する非供述的関与を表明し、正犯意思を有する根拠である。

ゆえに、YがXに「報道州らしい」と推認した内容は、供述
証拠2の非供述的用法として、要証事実の存在を推認させるもの、
内容の真実性は問題とならず、非伝聞証拠である。

5. 以上より、要証事実②についてAの証言は非伝聞証拠として
証拠能力が認められる。他方、要証事実①については、伝聞証拠
として、証拠能力が否定される(20条)。

6. そこで、伝聞例外が認められるか。

(1) 32条1項に於て、被告人以外の者の「裁判期日における供述」を、被
告人の供述と「その内容に於ては」、32条を準用して伝聞例外が認められ
る。Aの証言は、~~非供述的~~被告人Xの供述と内容に於ては、
32条を準用する。

(2) 32条2項に於て「被告人に不利益な事実の承認を内容とする」が、
又は「特信情報状況下、及び任意にされた供述」である場合、
伝聞例外となる。

其の要証事実、Xの~~殺人事件~~殺人への告訴事実に暴行及び
脅迫を以て、「不利益な事実」として認められる。しかし、事件の前日という
犯行内容確認に達した時において、告訴事実記載の凶器である
金槌を用いたと内容とし、死因も頭蓋骨骨折や脳挫傷という
頭部打撲傷であり、XY間の会話と一致している以上、XとYの会
話は高度の信用性が認められ、特信情報状況が認められる。さらに、
X宅においてなされた会話で、内縁の妻という親族に類する者しか
聞いていない事実上の供述は、任意にされたものと認められる。

したがって、特信情報状況下において(イ)、任意にされた(ウ)、被告

要証事実①の供述で
それ(ウ)に於て「書面」に於ては

アいう
関係が
材料(ウ)に於
てなっている

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

1	人々供述であるため、これを証拠とすることはできない(322条1項)。
2	(3) 以上から要証事実①との関係を保証し得る外となるので証拠能力が認められる。
3	9. よて、Aの証言は、事件殺人事件について、要証事実① あり
5	Xの間に覚醒連絡があったこと、② Xが覚醒状態を有していたことと設定した場合 証拠能力が認められる。
6	
7	
8	
9	9 ナンベリングがどのようなルール(論理構造)の付けられているのかを確認しよう。
10	思考力をPCでやるようにになり、 ご自身の答案の各ナンベリングに小見出しを付けるなどして見直せるようにしたいと思います。(大)
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

5	
10	
15	
20	
25	
30	

4ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。